

令和8年度プロパンガス購入 仕様書

1. 目的

本件は、長崎港湾・空港整備事務所で使用するプロパンガスの契約を行うものである。
なお、1 m³あたりの単価を定め、使用量に応じて支払う単価契約とする。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 納入場所

長崎市小ヶ倉町3丁目76番地72 長崎港湾・空港整備事務所

4. 契約の履行に要する費用

受注者は、上記納入場所へのプロパンガス容器の運送・搬入・設置費用、納品書等の書類作成費用、供給に必要な機器の設置費用、その他契約の履行のために必要となる一切の費用は、受注者の負担とし、契約金額に含まれるものとする。

また、契約終了後、機器の撤去が必要となった場合、その費用は受注者の負担とする。

5. 納入物品及び予定数量

使用実績に基づく予定数量は下表のとおりである。

ただし、予定数量は増減を生じる可能性があり、過不足を保証するものではない。

品名	年間予定数量
プロパンガス	30.0 m ³ (※)

(※) 見積書作成時は、ひと月あたり2.5 m³を想定し算出することとする。

6. 契約履行にあたっての注意点

- (1) 検針メーター、プロパンの設置撤去に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) プロパン庫、配管等は当局の所有財産である。
- (3) 当事務所の2カ所に警報機を受注者の負担で設置するものとする。
- (4) 使用開始時、使用期間中に点検が必要となる場合は、受注者の負担にて実施するものとする。
- (5) 受注者は毎月1回検針票を提出すること。

7. 検査

受注者から毎月提出される検針票により、当局係官が給付完了の確認を行う。

8. 支払条件

受注者は、3ヶ月分の料金をとりまとめて、翌月に請求書を提出すること。

発注者は請求書を受領後、30日以内に振込にて支払を実施する。

9. その他

- (1) 受注者は、善良な管理者の注意をもってプロパンガス容器を搬入等しなければならない。搬入等にあたっては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等の関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。庁舎等の設備に損傷を与えないように十分注意する、庁舎等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により原形に復旧するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。